

平成30年10月

お客さまへ

岐阜信用金庫

## 「振込規定」一部改定のお知らせ

平素は岐阜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、ATMによるお振込の取扱時間拡大に伴い、「振込規定」の一部を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定日

平成30年10月9日（火）

#### 2. 改定内容

改定前	改定後
4.（振込通知の発信） (2) 午後3時以降および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、 <u>依頼日の翌営業日に、振込通知を発信します。</u>	4.（振込通知の発信） (2) 午後3時以降および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、 <b><u>依頼日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></b>

※下線部分が改定箇所

以上